

報道関係者各位

トレンド調査

—「空き家・空き地」取引等に関する実態・意識調査—

「空き家・空き地」取引に関わった不動産会社は約7割

～「相続登記の申請義務化」に関する相談は、自治体の約2割が「あった」と回答～

不動産情報サービスのアットホーム株式会社(本社:東京都大田区 代表取締役社長:鶴森 康史 以下、アットホーム)は、全国のアットホーム加盟店と、「アットホーム 空き家バンク」に参加している自治体を対象に「空き家・空き地」取引等に関する実態・意識調査を行いました。

トピックス

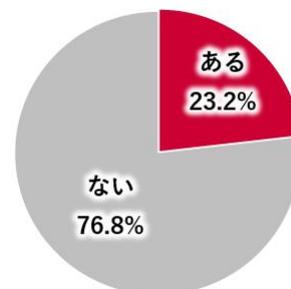
《不動産会社向け調査》

- ・「空き家・空き地」取引に関わった不動産会社は約7割
- ・不動産会社の約半数は、「空き家・空き地」取引を占める割合は不動産取引全体の「1～10%」と回答

《自治体向け調査》

- ・自治体の約6割が、1～2人で「空き家・空き地」の対策業務に対応
- ・空き家所有者からの相談件数が「増えた」と回答した自治体は約半数
- ・空き家所有者からの相談内容は「売買の相談」が87.0%で最多
- ・2024年4月に開始する「相続登記の申請義務化」に関する相談を受けた自治体は約2割が「あった」と回答
- ・2023年12月13日に開始した「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」に関する相談を受けた自治体は全体の15%以上

Q.相続登記の申請の義務化(2024年4月)により、相続又は遺贈により不動産を取得した相続人の相続登記が法的義務となりますが、これらに関する相談はありましたか？
(「空き家取引に取り組んでいる」と回答した69自治体)



※本調査における「空き家・空き地」の定義

建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの(概ね1年以上の利用実態がない)ものを指しています。

(空き家等対策の推進に関する特別措置法第二条第1項)

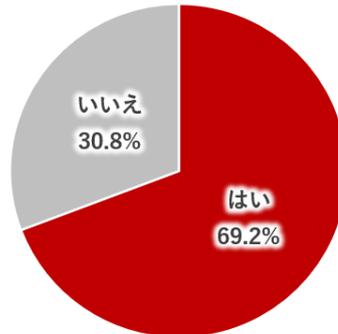
調査結果

《不動産会社向け調査》

■「空き家・空き地」取引に関わった不動産会社は約7割

2023年度に「空き家・空き地」取引に関わったことがあると回答した不動産会社は約7割でした。

Q.「空き家・空き地」取引に関わったことがありますか？

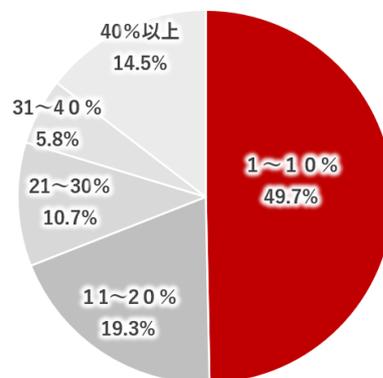


■不動産会社の約半数は、「空き家・空き地」取引を占める割合は不動産取引全体の「1～10%」と回答

不動産取引全体の中で「空き家・空き地」取引の割合を聞くと、「1～10%」が最多で49.7%でした。次いで「11～20%」19.3%、「21～30%」10.7%が続きました。

Q.不動産取引全体の中で、「空き家・空き地」取引の割合はどのくらいですか？

(「空き家取引に関わったことがある」と回答した626人)

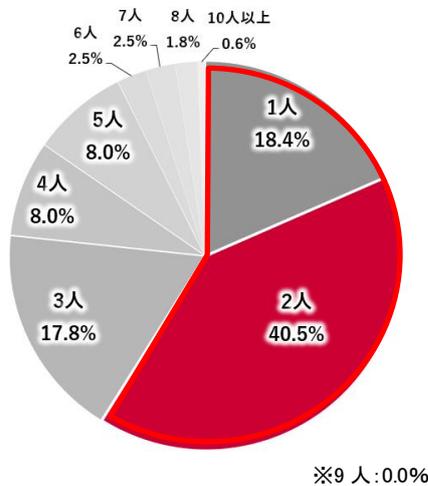


《自治体向け調査》

■自治体の約6割が、1～2人で「空き家・空き地」の対策業務に対応

自治体に空き家・空き地対策を対応している人数を聞くと、58.9%が1～2人と少人数で対応していることが分かりました。また取り組んでいる空き家関連業務に対しては、「人員不足」を課題としてあげる人が多数いました。

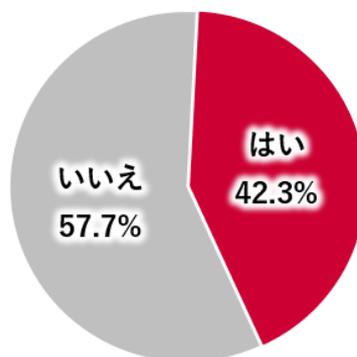
Q. 貴自治体の空き家・空き地対策業務は主に何人で対応されていますか？



■空き家所有者からの相談件数が「増えた」と回答した自治体は約半数

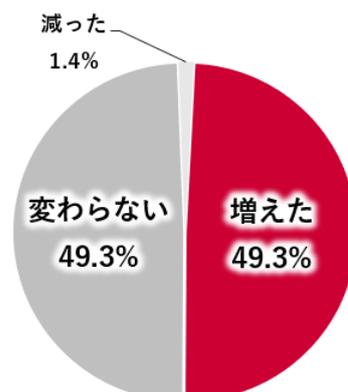
実際に空き家取引に取り組む自治体は42.3%でした。また実際に空き家取引を行う自治体に、昨年と比較して、空き家所有者からの相談量について聞くと、約半数が増えたと回答しました。

Q. 貴自治体では、空き家取引に取り組まれていますか？



Q. 空き家所有者からの相談は、昨年に比べて変化しましたか？

(「空き家取引に取り組んでいる」と回答した69自治体)

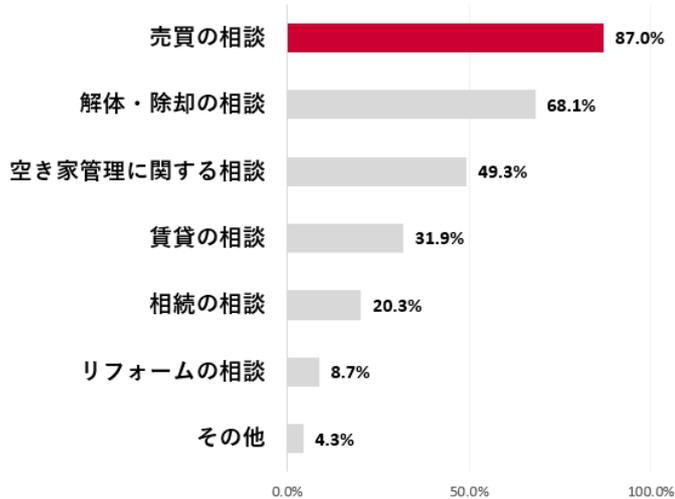


■空き家所有者からの相談は「売買の相談」が87.0%で最多

空き家所有者からの相談内容は「売買の相談」が87.0%で最多でした。次いで、「解体・除却の相談」、「空き家管理に関する相談」が続きました。

Q. 空き家所有者からの相談で多いものをお教えてください。

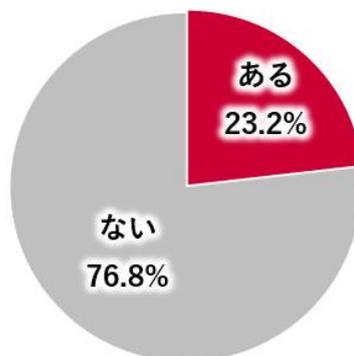
(複数回答／「空き家取引に取り組んでいる」と回答した69自治体)



■2024年4月に開始する「相続登記の申請義務化」に関する相談を受けた自治体は、約2割が「あった」と回答

2024年4月に開始する「相続登記の申請義務化」に関する相談は約2割が「あった」と回答しました。義務化に先立ち、制度の確認をする人が一定数いるようです。

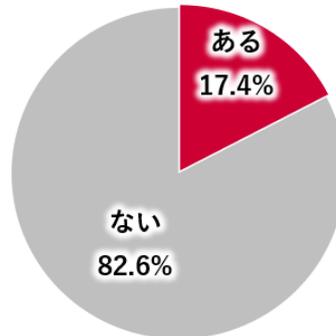
Q.相続登記の申請の義務化(2024年4月)により、相続又は遺贈により不動産を取得した相続人の相続登記が法的義務となりますが、これらに関する相談はありましたか？(「空き家取引に取り組んでいる」と回答した69自治体)



■2023年12月13日に開始した「空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」に関する
相談を受けた自治体は全体の15%以上

「空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」に関して、施行前に空き家所有者から相談を受けた自治体は17.4%でした。

Q.空き家特措法の改正(2023年3月閣議決定)を受けて、所有者からの相談はありましたか？
(「空き家取引に取り組んでいる」と回答した69自治体)



<調査概要>

■不動産会社向け調査

- ・調査方法:メール配信によるWebアンケート
- ・調査内容:アットホーム加盟店の「空き家・空き地」の取引等に関する実態・意識調査
- ・調査期間:2023年9月13日(水)～20日(水)
- ・調査主体:アットホーム株式会社
- ・調査対象:全国のアットホーム加盟店
- ・有効回答数:904サンプル

■自治体向け調査

- ・調査方法:メール配信によるWebアンケート
- ・調査内容:各自治体の「空き家・空き地」の利活用等に関する実態・意識調査
- ・調査期間:2023年9月27日(水)～10月4日(水)
- ・調査主体:アットホーム株式会社
- ・調査対象:全国の自治体(1,553自治体) ※空き家対策を行っている担当部課(当社把握部課のみ)
- ・有効回答数:163サンプル

【「アットホーム 空き家バンク」とは】

国土交通省が推進している空き家・空き地等の流通活性化に向けた取組みに賛同し、アットホームが全国の空き家・空き地や公的不動産(PRE)、地域の情報と消費者ニーズを結びつけることを目的に構築・運営しているサイトです。

「アットホーム 空き家バンク」に参画する自治体数は750を超えました。
(2023年12月時点)

アットホームは、空き家・空き地の利活用に関心を持つ消費者に、引き続き有益な情報を提供してまいります。

アットホーム 空き家バンク: <https://www.akiya-athome.jp/>



会社概要

- 会社名 : アットホーム株式会社
- 創業 : 1967年12月
- 資本金 : 1億円
- 年商 : 311億7100万円(2022年6月～2023年5月)
- 従業員数 : 1,716名(2023年11月末現在)
- 代表者名 : 代表取締役社長 鶴森 康史
- 本社所在地 : 東京都大田区西六郷 4-34-12
- 事業内容 : ●不動産会社間情報流通サービス
 - ・ファクトシート・リスティング・サービス(図面配布サービス)
 - ・ATBB(不動産業務総合支援サイト)
 - ・官公庁等の物件情報提供サービス●消費者向け不動産情報サービス
 - ・「不動産情報サイト アットホーム」
 - ・「お部屋探しアプリ アットホームであった！」など●不動産業務支援サービス
 - ・「ホームページ作成ツール」など、ホームページ運営支援
 - ・「不動産データプロ」「地盤情報レポート」など、不動産調査支援
 - ・「VR内見・パノラマ」「おすすめコメント」など、集客支援
 - ・「賃貸管理システム」「スマート申込」「スマート物確」など、業務支援
 - ・「セミナー・研修会」など、知識習得支援
 - ・集客、店舗・物件プロモーションツールなど、不動産業務用ツール
- 加盟・利用不動産店数 : 61,317店(2023年12月1日現在)
- 会社案内 : <https://athome-inc.jp/>

【本件に関するお問合せ先】

アットホーム株式会社 PR事務局 担当: 田中・山元
TEL: 03-5413-2411 E-mail: athome@bil.jp

アットホーム株式会社 マーケティングコミュニケーション部 広報担当: 佐々木・西嶋・岡村
TEL: 03-3580-7504 E-mail: contact@athome.co.jp